

福岡県公報

令和 5 年 3 月 24 日
第 383 号

目 次

告 示 (第164号 - 第191号)

○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○公衆浴場の入浴料金の指定	(生活衛生課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	8
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	9
○令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10

公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	10
○福岡自治研修センターの利用料金の承認	(人 事 課)	11
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○特定危険薬物の指定の失効	(薬 務 課)	16
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………17
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ……………17
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………19
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………19
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………19
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) ……………19
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………20
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………20

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) ……………20
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……………22

公 安 委 員 会

- 福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ……………38
- 福岡県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ……………38
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……………38

告 示

福岡県告示第164号

漁業共済の加入区の設定（平成27年3月福岡県告示第191号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

脇田加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧脇田漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型一般漁業及び 総トン数10トン以上100トン未満 の漁船により営む漁業
-------	----------------------------------	--

脇田加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧脇田漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型一般漁業、小 型定置網漁業及び総トン数10トン 以上100トン未満の漁船により営 む漁業
-------	----------------------------------	--

改める。

福岡県告示第165号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区大 字西浦 〃	弘寿 洞 久 大生 柴田 勝善	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧西浦漁業協同組合の地区 (西浦加入区)	二双吾智網漁業
福岡市西区大 字宮浦 〃	昭和 戸田 逸雄 共栄 柴田 幸男	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区 (唐泊加入区)	二双吾智網漁業

福岡県告示第166号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場の入浴料金を次のように指定し、令和5年4月1日から施行

する。

公衆浴場の入浴料金の指定（令和元年9月福岡県告示第323号）は令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

公衆浴場入浴料金の価格

大人（12歳以上の者）	480円
中人（6歳以上12歳未満の者）	200円
小人（6歳未満の者）	100円

福岡県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
那珂居13	博多南薬局	那珂川市中原二丁目119	R4・5・1	居管・予居管
田川支106	グループホーム光	田川郡川崎町大字田原1121番地	R5・2・1	認共・予認共

福岡県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫介薬95	花梨堂薬局	アイン薬局 筑紫野店	筑紫野市紫四丁目6-22	R5・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宮介薬25	スマイル薬局 宮若店	宮若市長井鶴245-8	宮若市長井鶴419-14	R4・12・26
大居243	株式会社Saita	大牟田市大字歴木1807番地1094	大牟田市久保田町二丁目2番地5	R4・12・1

福岡県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止及び休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野介歯15	松永歯科医院	大野城市山田四丁目8-2	R4・12・31

2 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田地介141	宇都宮医院	田川郡福智町金田924-4	R 4・12・23

福岡県告示第170号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 杷木白木
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木白木字松本
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木白木字松本	164番1	1号及び2号及び14号から18号まで
	171番	3号
	175番1	4号から11号まで及び13号
	195番1	12号

福岡県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように

告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生160	なかのクリニック	宗像市赤間駅前一丁目4-1 トリアビル5階	R5・2・1
春生191	さいた整形外科クリニック	春日市惣利一丁目29	R5・2・1
那珂生10	医療法人 優敬会 いのうえ ファミリークリニック	那珂川市片縄八丁目122番地	R5・2・1
大生466	坂西医院 内科・小児科	大牟田市原山町2-8	R5・2・1
粕生薬195	さかなし薬局 須恵店	糟屋郡須恵町大字上須恵1212-18	R5・3・1
中生薬50	ウエルシア薬局 イオンなか ま店	中間市上蓮花寺一丁目1-1	R5・3・1
粕生訪25	こころの訪問看護かすや	糟屋郡志免町志免東三丁目7-33 ワイズタウンA棟102号	R5・2・1
大野生訪15	アリスト訪問看護リハステーション	大野城市雑餉隈町一丁目5-24 サザンハイツ春203	R5・3・1
筑生訪8	訪問看護ステーションセロリ	筑後市大字前津90-1	R5・3・1
飯生訪40	アフィニティーつつじの丘訪問看護ステーション	飯塚市伊岐須166-6	R4・11・1
田生訪38	訪問看護ステーション くじら	田川市上本町9-28	R5・3・1
行生訪21	訪問看護 りばてい	行橋市大字金屋851-1 SK メゾンII G号	R5・2・1

福岡県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
京生歯76	平野歯科医院	京都府みやこ町豊津1107	R 5 ・ 1 ・ 25

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生373	なかよし脳神経クリニック	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目1-18	R 5 ・ 1 ・ 15
像生120	いきまる内科クリニック	宗像市自由ヶ丘九丁目1-1	R 5 ・ 1 ・ 31
像生151	なかのクリニック	宗像市赤間駅前一丁目4-1 トリアビル5階	R 5 ・ 1 ・ 31
春生187	さいた整形外科クリニック	春日市惣利一丁目29	R 5 ・ 1 ・ 31
那珂生 4	いのうえファミリークリニック	那珂川市片縄八丁目122番地	R 5 ・ 1 ・ 31
築生70	医療法人永尾医院	築上郡築上町大字安武150-1	R 5 ・ 1 ・ 31
大野生歯15	松永歯科医院	大野城市山田四丁目8-2	R 4 ・ 12 ・ 31
田川生歯56	五嶋歯科医院	田川郡添田町大字庄1029-5	R 5 ・ 1 ・ 31
遠生歯69	有吉歯科医院	遠賀郡芦屋町山鹿12-35	R 4 ・ 12 ・ 13
京生歯41	秦歯科医院	京都府苅田町富久町一丁目27-9	R 5 ・ 1 ・ 4

福岡県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生464	吉田外科整形外科医院	吉田医院	大牟田市通町一丁目7番地	R 5 ・ 1 ・ 6
筑紫生薬95	花梨堂薬局	アイン薬局 筑紫野店	筑紫野市紫四丁目6-22	R 5 ・ 2 ・ 1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宗遠生13	医療法人シモン会 浦野眼科医院	遠賀郡水巻町頃末北 四丁目7-2	遠賀郡水巻町頃末北 四丁目2-9	R 5 ・ 2 ・ 13
宮生薬25	スマイル薬局 宮若 店	宮若市長井鶴245- 8	宮若市長井鶴419- 14	R 4 ・ 12 ・ 26
粕生訪13	訪問看護ステーショ ンひとごころ	糟屋郡粕屋町長者原 東二丁目8-25	糟屋郡粕屋町原町四 丁目8-22	R 4 ・ 2 ・ 1
嘉鞍生訪 4	看護ステーションひ まわり	鞍手郡小竹町大字勝 野2939番地	鞍手郡小竹町大字勝 野2651番地	R 4 ・ 2 ・ 1

福岡県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑生柔30	堀江 瑠美（田中整骨鍼灸院）	筑後市大字富久124-1	R 5 ・ 2 ・ 8

筑生柔31	古賀 理誉 (田中整骨鍼灸院)	筑後市大字富久124-1	R5・2・8
筑生柔32	服部 聖 (田中整骨鍼灸院)	筑後市大字富久124-1	R5・2・8
宮生柔27	瓜生 浩太郎 (うりゅう整骨院)	宮若市本城1349	R5・2・1
宗遠生柔56	宮崎 祐一 (堺整骨院 水巻院)	遠賀郡水巻町樋口3-7	R5・3・1
宰生はき6	野中 祐希 (むさし鍼灸整骨院 水城)	太宰府市水城二丁目1-1	R4・8・1
宗遠生はき13	椿 直子 (ちんじゅ堂)	遠賀郡岡垣町旭台一丁目6-12	R5・2・1

福岡県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田川生マ35	福永 貴浩 (興健堂)	田川郡福智町伊方2452-12	R5・3・1

福岡県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示す

る。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
筑生マ236	河野 光芳 (訪問マッサージはうす) 筑後市大字庄島606	河野 光芳 (訪問マッサージはうす) 筑後市大字井田74-1	R5・2・1
筑生マ237	中山 智博 (訪問マッサージはうす) 筑後市大字庄島606	中山 智博 (訪問マッサージはうす) 筑後市大字井田74-1	R5・2・1

福岡県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	飯江線 長田	前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田760番6先まで	4.0 ～ 24.0	2,223.4
			前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田878番2先まで	10.5 ～ 35.3	2,276.0
			後	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田876番1先まで	10.5 ～ 28.7	2,259.4

福岡県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	大川市大字一木944番1先から 大川市大字一木1043番2先まで

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	宮本川線	前	久留米市三潴町壱町原124番6先から 久留米市三潴町福光735番4先まで	9.6 ～ 23.5	382.4
			前	久留米市三潴町壱町原124番6先から 久留米市三潴町福光735番4先まで	7.5 ～ 23.5	383.7
			後	久留米市三潴町壱町原124番6先から 久留米市三潴町福光735番4先まで	9.6 ～ 23.5	382.4

後

久留米市三潴町壱町原124番6先から
久留米市三潴町福光735番4先まで

7.5
～
23.5

383.7

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	宮本川線	久留米市三潴町壱町原124番6先から 久留米市三潴町壱町原344番1先まで

福岡県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	三潴陽線	前	久留米市荒木町今124番1先から 久留米市三潴町西牟田6308番22先まで	11.2 ～ 30.9	740.0

		後	久留米市荒木町今124番1先から 久留米市三漕町西牟田6308番22先まで	11.2 ～ 17.3	740.0
--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	三漕上陽線	久留米市荒木町今124番1先から 久留米市三漕町西牟田6308番22先まで

福岡県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女春香線	うきは市浮羽町東隈上571番12先から うきは市浮羽町東隈上342番16先まで

福岡県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字川内1129の49、1141、1150の1、1150の2、1153から1156まで、3845の1、3845の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年10月1日福岡県告示第1494号北九州市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線、3・4・198号日吉台光明線（駅前広場）、3・4・103号折尾青葉台線、3・4・127号折尾中間線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業 3・4・44・198号日吉台光明線
北九州都市計画道路事業 3・4・44・198号日吉台光明線（駅前広場）
北九州都市計画道路事業 3・4・44・103号折尾青葉台線
北九州都市計画道路事業 3・4・44・127号折尾中間線

3 事業施行期間

平成17年2月23日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-90号鳥飼梅林線

3 事業施行期間

令和5年3月24日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市中央区鳥飼一丁目及び城南区鳥飼四丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市中央区鳥飼一丁目及び城南区鳥飼四丁目地内

福岡県告示第187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）の令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ (小型魚)	13.9トン	福岡県くろまぐろ（小型魚） 知事管理区分	13.9トン

福岡県告示第188号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市黒川字大久保6132の6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	壱町原白口線	久留米市三潁町壱町原330番1先から 久留米市三潁町壱町原326番先まで

福岡県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	長高栖橋線	前	うきは市吉井町八和田294番2先から うきは市吉井町八和田183番1先まで	5.7 ～ 18.8	364.7
			後	うきは市吉井町八和田294番2先から うきは市吉井町八和田183番1先まで	25.9 ～ 43.1	364.7

福岡県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	長高栖橋線	うきは市吉井町八和田294番2先から うきは市吉井町八和田183番1先まで

公告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社大分メタルズ

(2) 所在地

大分県中津市大字田尻崎9番地の2

(3) 代表者

代表取締役 湯越 博道

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年2月27日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

福岡自治研修センター条例（令和4年福岡県条例第3号）第6条第2項の規定に基づき、福岡自治研修センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡自治研修センター

2 位置

大野城市大字乙金8番地1

3 利用料金承認年月日

令和5年3月8日

4 利用料金

(1) 研修室料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室	8,700円	11,600円	10,400円	20,300円	22,000円	30,700円
中研修室A	3,900円	5,200円	4,700円	9,100円	9,900円	13,800円
中研修室B	3,900円	5,200円	4,700円	9,100円	9,900円	13,800円
研修室20	4,500円	6,000円	5,400円	10,500円	11,400円	15,900円
研修室21	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
研修室22	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円

研修室23	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
研修室24	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
研修室25	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円	7,600円	10,600円
研修室26	3,000円	4,000円	3,600円	7,000円	7,600円	10,600円
研修室27	900円	1,200円	1,100円	2,100円	2,300円	3,200円
研修室28	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
研修室29	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
研修室30	4,500円	6,000円	5,400円	10,500円	11,400円	15,900円
研修室31	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
研修室32	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
研修室33	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
研修室34	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
研修室35	4,500円	6,000円	5,400円	10,500円	11,400円	15,900円
研修室36	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
研修室37	900円	1,200円	1,100円	2,100円	2,300円	3,200円
研修室38	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
和室A	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
和室B	1,200円	1,600円	1,400円	2,800円	3,000円	4,200円
和室C	1,500円	2,000円	1,800円	3,500円	3,800円	5,300円
体育館	3,300円	4,400円	4,000円	7,700円	8,400円	11,700円

※ 超過利用料金について

超過時間が正午から午後5時の場合、超過時間1時間につき、上記に定める午後1時から午後5時までの額の1時間あたりの額を徴収する。超過時間が午後5時から午後9時までの場合、超過時間1時間につき、上記に定める午後6時から午後9時までの額の1時間あたりの額を徴収する。

※ 研修棟及び共用棟各施設において、利用者が利用の際、第三者から1,000円を超

える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の額は、この表に定める額に100分の225を乗じて得た額とする。

(2) 附属設備等利用料金

品 名	単 位	金 額
音響装置	1 式 (1 回)	1,140円
スクリーン (可動式)	1 式 (1 回)	610円
プロジェクター (可動式)	1 式 (1 回)	950円
ホワイトボード (可動式)	1 式 (1 回)	110円

※ この表の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定する。

※ 利用時間を超えて利用するときの額は、1時間ごとにこの表に記載した額の25パーセントに相当する額とする。

※ 音響装置が使用できる研修室は、大研修室、中研修室A、中研修室B、研修室20、研修室25、研修室26、研修室30及び研修室35とする。

(3) 宿泊室料金

種 類	区 分	料 金 (1 人 1 泊)
宿 泊 室	一般	2,700円
	児童生徒	1,350円

※ 「児童生徒」とは、幼児、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者とし、「一般」とは、児童生徒以外の者とする。

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113

条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 営 土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（大谷地区）	平成26年6月26日
農業用ため池整備事業（堂ノ上上下地区）	令和3年10月12日
農業用ため池整備事業（七曲地区）	平成30年7月25日
農業用ため池整備事業（譲葉地区）	令和3年11月16日
農業用ため池整備事業（吉原地区）	令和3年4月22日
農業用ため池整備事業（鍋谷地区）	平成29年12月15日
農業用ため池整備事業（花立地区）	令和2年1月21日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
 - (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス那珂川今光店
- (2) 所在地 那珂川市今光一丁目107番1、107番2、108番、109番、110番、111番、112番、113番、127番、128番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

- ・県道片縄・下白水線、市道安徳2号線、市道安徳5号線は、児童・生徒の通学路となっていること等から、工事車両の進入・退出時や工事の作業ヤード確保等に当たっては、児童・生徒並びに近隣住民の通行に最大限の安全確保に努めること。
- ・交通量の増加に伴い、交通事故の増加が懸念される。特に安徳北小学校、福岡女子商業高等学校の通学路にもなっているため、学校、保護者、生徒にも注意喚起すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・当事業者から排出される一般廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律および那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき適正な処理を行うこと。
- ・当該地における建築工事等での油や有害物質の水路や河川への流出による水質汚濁防止に努めること。

(4) 防災・防犯対策への協力

- ・未成年のたまり場になる可能性があるため、駐車場の施錠管理等に留意すること。

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・当該事業地の建築工事において騒音・振動規制法に基づく特定建設作業がある場合は、作業開始の7日前までに届出を提出すること。また、周辺住民への周知及び防音シート・防塵シート等を設置し、周辺住民に配慮した工事を行うとともに、当該事業地における騒音・振動・粉じん等の苦情に関しては施工者が責任をもって対処し解決すること。
- ・騒音・振動規制法に基づく特定施設の設置がある場合は、設置工事の30日前までに届出を提出すること。

(6) その他

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン久留米
- (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年3月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス西福岡店

(2) 所在地 福津市西福岡一丁目4853-1、4858-1、4858-5、4858-6

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年11月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,381.49平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北西、北及び東側	53

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南東側	4.33

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物北東側、建物南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年3月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ツルハドラッグ大善寺店

(2) 所在地 久留米市大善寺町夜明字カウセ町395番外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年11月9日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,153平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)

建物東側	40

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物敷地南側	9

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北側	50.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内東側	5.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	午前9時00分	午後12時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市昇町二丁目63番1から63番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市原町三丁目1-5
春日市長 井上 澄和

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字与原字輪鳴1585番3、1585番5から1585番9まで及び1587番2から1587番4まで並びに字瀬輪鳴1642番134及び1642番149並びに大字下新津字梶屋山1584番1から1584番5まで、1595番2及び1595番3並びに字小堤1571番2、1571番7、1571番10から1571番13まで、1575番及び1577番並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡苅田町大字法正寺623番1
社会福祉法人白寿会
理事長 木村 俊一郎

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 失効した特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類
 - (2) 化学名 N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
 - (3) 化学名 (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
 - (4) 化学名 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類
- 2 失効の理由
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第34号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。
- 3 失効年月日
令和 5 年 3 月 20 日
- 4 罰則の適用
この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見を募集しなかった理由
納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
令和5年3月24日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市千代丸字柳265番1、266番1、267番1、267番2、268番1、269番1、270番1、271番1、271番3、271番4及び283番の一部並びに馬田字牛町338番3、339番1、340番及び341番並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東比恵四丁目10番11号
福岡ダイハツ販売株式会社
代表取締役 内山 邦彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市白水ヶ丘一丁目58番2及び58番8から58番16まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社
代表取締役 和田 賢

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市瑞穂町四丁目35番1及び35番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区百道浜二丁目9番6号1201
仲村 尚崇
福岡市博多区昭南町一丁目1番14号301
株式会社よつばファーマシー 代表取締役 石橋 正次

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間

福岡県全域

令和 5 年 4 月 1 日から
終了を通知するまで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（航空重力測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市	令和 5 年 2 月 16 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のように公共測量を終了した旨

の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県の一部	令和5年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区、八幡西区	令和5年3月2日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	令和5年2月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑後市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
筑後市（全域）	令和5年3月7日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（下古賀地区）	平成30年3月29日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市大分字車屋2242番1、2242番2の一部、2242番3、2243番1から2243番6まで、2244番1、2244番2の一部、2244番3及び2244番4並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯塚市横田359番地14
拓工業株式会社
代表取締役 都甲 栄啓

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字舞々1番1及び1番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市日ノ出町69番地1
株式会社691
代表取締役 竹内 佳乃子

監 査 委 員

監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査の結果（令和4年11月14日4監総第424号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

4健第3715号
令和5年3月7日

福岡県監査委員

同

同

同

藤山 泰三 殿

世利 洋介 殿

森大 行人 殿

島大 道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年11月14日4監総第424号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 (病院事業会計)	自動販売機及び空缶入れの設置に係る行政財産使用料について、当該設置により利用できなくなる面積も使用面積に含めて算定すべきところ、これを行っていないかつたため、調定金額が不足していた。	不足していた行政財産使用料については、過年度分も含め、令和4年8月30日に全額徴収済みである。 所属長は、担当者及び班長に對して、行政財産使用許可に際し、関係規則等を十分に確認するとともに、申請内容の現地確認を行い使用面積の計測を行うことを徹底するよう指導した。 また、今回の誤り及びその再発防止策を明記した内部統制に係るリスク対応シートを作成し、行政財産使用許可の起案文書に添付させ確認することとした。

監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査「大規模災害時の応急対策用資機材の整備・管理状況について」を総務部財産活用課等15機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

令和4年度

行政監査結果報告書

(大規模災害時の応急対策用資機材の整備・管理状況について)

福岡県監査委員

目次

第1	監査概要	1
1	行政監査のテーマ	1
2	テーマ選定の理由	1
3	監査対象資機材及び監査対象機関	1
4	監査の実施期間	3
5	監査の実施方法	3
6	監査の着眼点	3
第2	監査結果及び意見	4
1	水害等対策用資機材	4
	(1) 水防資器材	4
	(2) 排水ポンプ車	5
2	原子力災害対策用資機材	6
3	各種災害対策用共通資機材	8
	(1) 防災・行政情報通信ネットワーク	8
	(2) 情報連絡員用資機材	10
	(3) 庁舎用非常用電源設備	11
	(4) 広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU) 用資機材	11
4	まとめ	13

第1 監査概要

1 行政監査のテーマ

大規模災害時の応急対策用資機材の整備・管理状況について

2 テーマ選定の理由

近年、大規模な地震が全国で頻発しており、九州でも平成17年の福岡県西方沖地震や平成28年の熊本地震により甚大な被害が生じている。また、気候変動の影響により、平成29年7月九州北部豪雨や令和2年7月豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化しており、災害対策の重要性がますます高まっている。

このため、令和3年度行政監査において、「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」をテーマに、大規模災害発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材について、監査を実施したところである。

今年度においては、災害対策のうち、応急対策に必要な資機材について、本県における整備・管理状況を検証することとした。

3 監査対象資機材及び監査対象機関

(1) 監査対象資機材

県が整備・管理する応急対策に必要な資機材

(2) 監査対象機関

監査の実施に先立って、災害対策本部を構成する機関を対象に応急対策用資機材の整備・管理状況に関する予備調査を実施したところ、計78機関において整備・管理が行われていることを確認した。

この中から、それぞれの機関が果たすべき役割の重要性を踏まえ、合計15機関を監査対象機関に選定した【表1】【表2】。

【表1】 監査対象機関（部局別）

部名	機関名	
知事部局	総務部(3)	財産活用課、防災危機管理局(防災企画課、消防防災指導課)
	保健医療介護部(3)	医療指導課、糸島保健福祉事務所、保健環境研究所
	環境部(1)	環境保全課
	農林水産部(2)	福岡農林事務所、飯塚農林事務所
	県土整備部(5)	河川管理課、砂防課、久留米県土整備事務所、八女県土整備事務所、飯塚県土整備事務所
警察本部	警備課	
計	15機関	

【表2】 監査対象資機材及び監査対象機関（役割別）

No.	監査対象資機材の種類	所管機関	管理機関	主な資機材
1	水害等対策用資機材			
	(1) 水防資器材	河川管理課	久留米県土整備事務所 八女県土整備事務所 飯塚県土整備事務所	土のう袋、杉丸太（杭）、ビニールシート、ロープ（綱）、スコップ、鉄線、ペンチ、掛矢、鎌（更薄）、ハンマー、ツルハシ、斧、照明灯等
	(2) 排水ポンプ車	河川管理課	久留米県土整備事務所 八女県土整備事務所 飯塚県土整備事務所	—
2	原子力災害対策用資機材			
	a 環境放射線モニタリング用資機材	環境保全課	環境保全課 保健環境研究所	GMサーベイメータ、NaIサーベイメータ、電離箱式サーベイメータ、モニタリングポスト、環境放射線モニタリングカー、ゲルマニウム半導体検出器、防護服、防護マスク、防護手袋、防護靴カバー、衛星携帯電話等
	b 避難退避域検査及び原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関用資機材	医療指導課	医療指導課 糸島保健福祉事務所	GMサーベイメータ、NaIサーベイメータ、ポケット線量計、原子力災害医療派遣チーム緊急重傷、除染用エアシールド、防護服、防護マスク、防護手袋、防護靴カバー等
c 防災業務に携わる要員の被ばく防止用資機材	防災危機管理局 警察本部警備課	防災危機管理局 警察本部警備課	GMサーベイメータ、NaIサーベイメータ、電離箱式サーベイメータ、防護服、防護マスク、防護手袋、防護靴カバー、相架、衛星携帯電話等	
3	各種災害対策用共通資機材			
	(1) 防災・行政情報通信ネットワーク	防災危機管理局	防災危機管理局	—
	(2) 情報連絡員用資機材	防災危機管理局	防災危機管理局 福岡農林事務所 飯塚農林事務所	タブレット、ポータブルスキャナ、ポータブルプリンタ、デジタルカメラ、ステレオレコーダー、モバイルWi-Fi、衛星携帯電話、発電機、カセットガス等
	(3) 庁舎用非常用電源設備	財産活用課	財産活用課 福岡農林事務所	—
(4) 広域搬送拠点臨時医療施設（SCI）用資機材	医療指導課	医療指導課	患者搬送用台車、ターボリン担架、簡易ベッド、点滴架台、輸液ポンプ、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、FAX複合機、トランプシナーバー、発電機、投光器等	

4 監査の実施期間

令和4年10月28日（金）～令和4年12月1日（木）

5 監査の実施方法

表1に記載している15機関に監査調書や台帳等の提出を求めた上で、現地に赴き、応急対策用資機材の現物確認、管理状況の調査、関係者からのヒアリングを行った。

6 監査の着眼点

- (1) 災害の特徴を踏まえた応急対策に必要な資機材の整備が適切に行われているか。
- (2) 保管場所が適切に確保されているか。
 - ・ 保管場所は浸水や土砂災害のおそれがないところか。
 - ・ 保管場所に損傷はないか。
 - ・ 保管場所は十分なスペースが確保されており、直ちに搬出できるよう整理整頓されているか。
- (3) 応急対策に必要な資機材の管理が適切に行われているか。
 - ・ 数量把握のための帳票と在庫数量は一致しているか。
 - ・ 機能・品質点検を定期的の実施しているか。
 - ・ 資機材の稼働に必要な燃料等が直ちに使用できる状態にあるか。
- (4) 応急対策に必要な資機材の活用に備えた要員の定期的な研修・使用訓練は適切に行われているか。

第2 監査結果及び意見

本県では、福岡県地域防災計画に基づき、応急対策の円滑な実施のために必要な資機材を整備し、災害発生に備えているところである。監査結果及び意見については、上記の着眼点を踏まえ、資機材の種別ごとに以下のとおりとりまとめを行った。

1 水害等対策用資機材

(1) 水防資器材

ア 資器材^{*}の整備状況について

本県では、水防管理団体である市町村保有の水防資器材が不足する事態に備え、各県土整備事務所において、土のう袋などを備蓄している。

県水防計画において、県・市町村共通の備蓄基準として、「水防倉庫（10坪）1棟当りの基準（最低）」を定めている【表3】。しかしながら、今回監査を実施した3か所の県土整備事務所では、当該基準は市町村の基準であり県の基準はないと認識していた、基準について認識はしていたものの廃棄時に補充を失念していたといった理由により、ビニールシートやロープなど一部品目において必要量が備蓄されていなかった。

^{*}資器材…使用に動力を必要としないもの。

<意見>

県土整備事務所において、県水防計画に示す「水防倉庫（10坪）1棟当りの基準（最低）」が市町村のみならず県にも適用される基準であるという認識が欠けていた、廃棄時に補充を失念していたなどの理由により、一部品目において不足が生じていた。当該基準に基づき必要品目・数量を備蓄するよう各県土整備事務所へ周知徹底されたい。

〔河川管理課〕

【表3】水防倉庫（10坪）1棟当りの基準（最低）※県水防計画から抜粋

品目	数量	品目	数量
土のう袋	850枚	掛矢	6丁
杉丸太(枕) { 1間 1.5間	150本	棟(厚薄)	30
		ハンマ	10丁
ビニールシート	200枚	ツルハシ	5丁
ロープ(縄)	275kg	斧	5丁
スロップ	20丁	照明灯	若干
鉄線	20kg	その他必要器具	〃
ベシ	5丁		

イ 保管・管理状況について

県土整備事務所は、水防資器材の現有数をまとめた「水防資材一覧表」により年1回の数量確認を実施しているものの、県水防計画（資料編）に掲載している「水防資材受払簿」を作成している事務所はなかった。

今回の監査では水害発生頻度が高い県土整備事務所において破損した土のう袋を確認したが、これは点検が数量確認に止まっていることが原因と考えられる。

同一一覧表では、数量を上書きするのみで、購入時期や劣化の状況などが把握できないことから、劣化等による更新時期の確認が出来ていない。

<意見>

「水防資材一覧表」の更新だけでは、購入時期や劣化の状況などが不明である。今回の監査で破損した土のう袋を確認しており、県水防計画（資料編）に掲載されている「水防資材受払簿」を活用し、更新の目安にするなどにより適切な管理を行うよう各県土整備事務所へ周知徹底されたい。

〔河川管理課〕



(土のう袋（一部劣化あり）)

(2) 排水ポンプ車

ア 資器材の整備状況について

本県では、平成29年7月の九州北部豪雨などにより、度々甚大な浸水被害が生じた。浸水被害を軽減するため、令和2年度から県土整備事務所への排水ポンプ車の配備を開始し、福岡、北九州、筑豊、筑後南部の4地域にそれぞれ2台、また、甚大な浸水被害が続いている筑後北部地域に4台、合計12台の排水ポンプ車を配置している。

イ 保管・管理状況について

各県土整備事務所は、河川管理課が定める「福岡県排水ポンプ車管理運用要領」に基づき排水ポンプ車の管理を行っており、車両点検を月1回、ポンプ等付属品の点検を年1回以上、実施することとしている。

久留米県土整備事務所については、保管場所が事務所外であるため、緊急時の

鍵の受渡しに係る時間を短縮するため、事務所職員と排水作業の実働を担う「排水ポンプ車の運用に関する覚書」締結事業者の両方が車の鍵を所持している。

ウ 資機材の活用に備えた要員の研修・訓練について

各県土整備事務所は、「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」を締結している業者の中から、発災時に排水ポンプ車による排水作業の迅速な対応が可能な複数の業者と「排水ポンプ車の運用に関する覚書」を締結しており、緊急時には、「福岡県排水ポンプ車管理運用細則」に基づき、覚書締結事業者に対して出動要請を行う。

各県土整備事務所では、覚書を締結している業者を対象として、毎年出水期の前に、排水ポンプ車の取扱方法や出動要請から要請解除までの流れに係る説明を行い、排水作業の演習も行っている。



(排水ポンプ車)

2 原子力災害対策用資機材

ア 資機材の整備状況について

本県では、玄海原子力発電所で重大事故が万一に発生した場合に備え、下記の防護措置に要する資機材を整備している。

a 環境放射線モニタリング用資機材

本県では、緊急時には迅速かつ円滑な避難等の防護措置を実施するため、福岡県モニタリング本部を設置の上、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターに参画し、県内全域における緊急時モニタリング*を実施することとしている。

このための資機材を、県庁（環境保全課）、緊急時モニタリングの実働を担う保健環境研究所などの県出先機関及び糸島市内の小学校や公民館などの測定局等に配置している。資機材の品目及び数量については、原子力規制庁作成の「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を参考に整備している。

※緊急時モニタリング…避難指示等を国が出す際に参考にする空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等を測定することをいう。

- b 避難退域時検査及び原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関用資機材
本県では、避難者が放射性物質に汚染されているおそれがある場合には、福岡県診療放射線技師会や九州電力と連携して避難退域時検査^{*}を行い、基準値を超える者に対しては、簡易除染の処置を行うとともに、汚染の程度によっては、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関に搬送することとしている。

このための資機材を、県庁（医療指導課）、各保健福祉（環境）事務所及び原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関に配置しており、資機材の品目及び数量については、内閣府作成の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を参考に整備している。

※避難退域時検査…放射性物質による汚染状況を確認する検査

- c 防災業務に携わる要員の被ばく防止用資機材

本県では、UPZ（玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内）での防災業務に携わる県職員、広報車による広報を実施する糸島市職員、「災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき緊急輸送を実施する福岡県バス協会の従業員等の被ばく防止用資機材を、県庁（防災危機管理局）、糸島市役所及び糸島市消防本部等に、その対応する用務内容と日数に応じた品目及び数量を整備している。

また、住民などの円滑な避難に必要な交通規制・誘導や立入禁止地区及びその周辺地域の警備等に当たる職員の被ばく防止用資機材を、警察本部（警備課）及び糸島警察署等に、その対応する用務内容と日数に応じた品目及び数量を整備している。

イ 保管・管理状況について

各管理機関においては、内閣府導入の「原子力防災資機材総合管理システム（NEMS）」を活用し、整備すべき資機材の管理を行っている。定期的な資機材の点検を実施しており、また、サーベイメータ等の測定機器の本体と電池を同一の箱の中に収納し、防護服、防護マスク、靴カバー等防護具一式を1セットずつ袋詰めして保管するなどして、直ちに活用できるよう備えている。しかしながら、原子力災害医療協力機関である糸島医師会病院に配置している資機材の一部について、資機材を保管している段ボール箱の表示数量と中身が一致していなかった。これは医療指導課が調達し、同病院に送付するために箱の表示ラベルを作成した際、記載数量を誤ったことが原因であった。

※原子力防災資機材総合管理システム（NEMS）…資機材管理業務を支援するインターネット上の総合管理システム。資機材の数量、保管場所、経過年数等の管理が可能。

<意見>

原子力災害医療協力機関に配置している資機材について、保管している箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致していないものが一部見受けられた。発災時に円滑に使用できるよう、所要の措置を講じられたい。

[医療指導課]

ウ 資機材の活用に必要な要員の研修・訓練について

本県では、年1回、防災危機管理局が主体となって、福岡県原子力防災訓練を実施している。令和4年度は地域住民や県、市町村、消防、警察などが参加し、情報収集・伝達訓練、緊急時モニタリング訓練、広域避難訓練等を実施した。そのほかにも、原子力災害に対応する福岡県バス協会の従業員や医療従事者等を対象とした研修を実施するとともに、自治体職員を対象とした国主催の研修会にも参加している。



(左：可搬型モニタリングポスト、右：ゲルマニウム半導体検出器)



(左：GMサーベイメータ、右：ポケット線量計)

3 各種災害対策用共通資機材

(1) 防災・行政情報通信ネットワーク

ア 資機材の整備状況について

大規模災害時においては、通信の途絶や輻輳*が発生するおそれがあるため、本県では、情報を迅速かつ正確に共有し、的確な応急対策活動が実施できるよ

う、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを整備している。本ネットワークは、県本庁舎、県出先機関、市町村、消防本部等を光回線（主回線）と地上無線回線（副回線）で結んでおり、電話や映像・データの相互通信が可能となっている。停電時に、庁舎用非常用電源設備のみでは必要電力を補えない機関には、別途本ネットワーク用の非常用電源設備を整備している。また、農林事務所や県土整備事務所等現場対応が必要となる県の機関に公用車搭載無線や半固定無線といった可搬型の無線装置を整備しているほか、県内各地からの情報を集約するため中継所を設置し、災害時に迅速な運用が図れるよう備えている。

※輻輳…交換機処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

イ 保管・管理状況について

本ネットワークシステム及び非常用電源設備については、防災危機管理局から保守業務を受託したそれぞれの事業者が、年2回の定期点検を実施している。また、障害発生時に迅速に対応できるよう、本ネットワークシステムの受託事業者が県庁のネットワーク管理室において常時監視を行っており、不具合が生じた場合は、随時修繕等の対応を行っている。

ウ 資機材の活用に備えた要員の研修・訓練について

本県では、市町村の被害情報を迅速に収集するため、年1回、市町村職員を対象に、防災情報端末などの機器の使用方法の説明会を実施している。



（左：防災情報端末、中央：公用車搭載無線、右：半固定無線）



（左：北九州空港中継所、右：非常用電源設備）

(2) 情報連絡員用資機材

ア 資機材の整備状況について

本県では、福岡県災害対策本部規程に基づき、総合指令部に災害対策現地情報連絡班を置き、甚大な被害を受けた市町村に、災害対策現地情報連絡員を派遣し、災害情報の収集及び災害応急対策の支援等を行う。

災害対策現地情報連絡員については、防災危機管理局（災害対策本部）の職員と農林事務所（災害対策地方本部）の職員を1人ずつ2人一組で派遣することとしており、必要な携行品を防災危機管理局に4セット・各農林事務所に1セット整備している。

携行品については、平成29年九州北部豪雨の検証結果を踏まえ、災害に機動的に対処するために必要なタブレット、ポータブルスキャナ、ポータブルプリンタ、衛星携帯電話等を備え付けている。

イ 保管・管理状況について

本県では、派遣時に速やかに携行できるよう、発電機を除く資機材一式をあらかじめスーツケースに入れて保管している。

各資機材については、防災危機管理局及び各農林事務所において、防災危機管理局が作成した資機材一覧表を基にそれぞれの管理責任者が管理し、年1回動作確認を行い、機器の充電やパソコンのアップデートも定期的に行うことで、発災時に迅速に対応できるよう備えている。

ウ 資機材の活用に備えた要員の研修・訓練について

情報連絡員が業務を的確・迅速に遂行できるよう、防災危機管理局は業務マニュアル及び連絡員用資機材操作の簡易マニュアルを作成するとともに、研修・訓練を年1回実施している。当該研修・訓練においては、情報連絡員携行品の使用方法を説明するとともに、災害対策本部への報告手順を中心とした図上訓練を実施している。



(左：資機材一式を保管するスーツケース、中央：スーツケースの中、右：発電機)

(3) 庁舎用非常用電源設備

ア 資機材の整備状況について

本県では、大規模災害時の停電に備え、県本庁舎及び県出先機関に、業務継続や避難時の照明用の非常用電源設備を設置している。当該電源設備は、停電時に自動で起動する。

イ 保管・管理状況について

本県では、庁舎管理受託業者が月に1回、燃料の確認や試運転による動作確認などを行っているほか、1年に1回、製造メーカー等の専門業者による機器の傷確認や計器類の測定等を伴う点検を行っている。また、老朽化した非常用電源設備については、計画的な更新を実施することとしている。

県本庁舎については、高潮浸水想定区域内に所在しており、浸水の可能性があることから、必要な電源を確実に確保するため、地下に設置されている非常用電源設備とは別に、10階にバックアップ用の非常用電源設備を設置している。



(左：県本庁舎地下非常用電源設備、右：県本庁舎10階バックアップ非常用電源設備)

(4) 広域搬送拠点臨時医療施設 (SCU: Staging Care Unit) 用資機材

ア 資機材の整備状況について

大規模災害が発生し、被災地における傷病者の治療が困難となった場合、航空機で傷病者を被災地外に搬送することが必要となることから、本県では、航空機での搬送に際して傷病者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として機能する広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置することとしており、その運営に必要な資機材を整備している。

本県では、SCU設置の必要が生じた場合には、「福岡県災害派遣医療チームの派遣に関する協定」に基づき災害派遣医療チーム(DMAT^{**1})の派遣を県内の災害拠点病院に要請し、航空搬送拠点である福岡空港又は北九州空港にDMATと連携して速やかにSCUを設置する。

資機材については、統括DMAT登録者^{**2}と協議の上、患者搬送用台車や簡易ベッドなど、SCUの運営に必要な品目・数量を整備している。

※1 DMAT…医師、看護師、業務調整員で構成され、地震や航空機・列車事故等の被災者の生命を守るため、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。

※2 統括 DMAT 登録者…国が実施する「統括 DMAT 研修」を終了し、登録された者。通常時には都道府県等の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には DMAT の指揮や搬送調整等を行う DMAT 本部の責任者として活動する資格を有する。

イ 保管・管理状況について

本県では、福岡国際空港港欄及び北九州空港事務所で、広域搬送拠点臨時医療施設に必要な資機材の保管を行っており、その維持・管理を医療指導課が行っている。

年1回、DMAT 隊員立会のもと、医療指導課が作成した資機材一覧表を基に現物の照合兼点検が実施されている。しかしながら、点検方法は外観の目視に止まり、発電機及び輸液ポンプ等一部資機材について動作確認を行っておらず、また、輸液ポンプはメーカー説明書の耐用年数を経過していた。

また、発電機の燃料であるガソリンについては、福岡県石油商業組合との間で協定を結び、災害時に優先的な供給並びに運搬について最大限の協力を要請できるとしているが、現物備蓄ではないため、大規模災害時に迅速かつ確実に電源を確保できるか懸念されるところである。

<意見>

① 点検時に発電機及び輸液ポンプについて動作確認を行っておらず、また、輸液ポンプはメーカー説明書の耐用年数を経過していた。定期的に資機材の動作確認を含む点検を実施の上、耐用年数や使用可能状況を踏まえて更新等を行い、発災時に迅速かつ円滑に使用できるように、資機材の機能・品質の確保に努められたい。

[医療指導課]

② 発電機の燃料であるガソリンの発災時の具体的かつ迅速な調達方法について検討されたい。

また、ガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。

[医療指導課]

ウ 資機材の活用に向けた要員の研修・訓練について

本県では、SCUの迅速な設置及び資機材の活用に備え、医療指導課で「福岡県 SCU 運営要領」を作成しており、県と DMAT の役割分担や発災時の活動手順など

を定めている。県職員とDMAT隊員は、災害時の速やかな医療体制の整備やDMATの活動に必要な知識・技術の維持、資質の向上を目的とし、年1～2回実施される厚生労働省主催の研修に参加している。



(SCU 資機材収納コンテナ：北九州空港)

4 まとめ

近年、大規模な地震が全国で頻発しており、九州でも平成17年の福岡県西方沖地震や平成28年の熊本地震により甚大な被害が生じている。また、本県では、平成29年7月九州北部豪雨以降、5年連続で大雨災害が発生しており、これまで以上の備えが求められているところである。

今回、災害対策のうち、応急対策に必要な資機材について、行政監査を行った結果、県地域防災計画等に基づき、概ね適切に整備・管理されていることを確認した。

しかしながら、一部に水防資器材の必要量が備蓄されていない、大規模災害時における資機材の燃料の調達方法が具体的にないといった改善を要する事項及び検討すべき課題も見受けられた。

県の関係機関においては、今回の監査結果を踏まえ、発災時の迅速かつ確実な資機材の活用のため、平常時から適切な資機材の整備・管理を行われるよう期待する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月24日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「被害者支援・相談課
情報管理課」を「被害者支援・相談課」に、「装備課」を

「装備課
留置管理課」に改める。

第5条の3を削る。

第9条を次のように改める。

（留置管理課）

第9条 留置管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 留置施設の管理に関する事。
- (2) 被留置者の護送に関する事。
- (3) 留置施設視察委員会に関する事。

第10条中「監察官室
留置管理課」を「監察官室
情報管理課」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

（監察官室）

第14条 監察官室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監察に関する事。
- (2) 表彰（叙位叙勲及び賞じゅつ金を含む。）及び懲戒に関する事。
- (3) 訟務に関する事。

（情報管理課）

第15条 情報管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 情報の管理に関する企画及び技術的研究に関する事。

(2) 情報システムの整備及び管理に関する事。

第15条の2を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第5号

福岡県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月24日

福岡県公安委員会

福岡県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

福岡県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年福岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「警務部留置管理課長」を「総務部留置管理課長」に改める。

第4条第2項中「警務部留置管理課」を「総務部留置管理課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和5年3月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年5月11日（木）から同年5月19日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和5年5月16日（火）から同年5月19日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

- (1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日
令和5年4月10日（月）及び同年4月11日（火）

イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間

- (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

- (3) 必要書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通
- ※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
合格証明書（1 級）の写し
- c ウに該当する者
合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習
47,000 円
- イ 追加取得講習
23,000 円

- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、

3174) に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。